

○報告書を農業委員会に提出する日付を記載入してください。  
○法人の事業年度終了後、3ヶ月以内に提出してください。

農地所有適格法人報告書

令和 2 年 6 月 30 日

阿見町農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 阿見町若栗〇〇番地△△

名称及び代表者氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 阿見 太郎 印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

○法人の代表者の氏名の記載を自署する  
場合においては、押印を省略することが  
できます。

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	阿見町若栗〇〇番地△△ 代表取締役 阿見 太郎	
主たる事務所の所在地	阿見町若栗〇〇番地△△	
経営面積 (ha)	田	1.7
	畑	0.6
	採草放牧地	
法人形態 ※1	株式会社 (非公開会社)	

※1 「法人形態」欄には、「株式会社 (非公開会社)」、「有限会社」、「合同会社」、「農事組合法人」等を記載してください。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物 ※2	関連事業等の内容 ※3	
米 大豆 サツマイモ	農作業の受託 農産物の加工・販売	造園

※2 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

※3 関連事業等の内容

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ウ 農業生産に必要な資材の製造
- エ 農作業の受託
- オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- カ 農業と併せ行う林業
- キ 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

○農業+関連事業の収入が、法人全体の売上高の過半を占めているかを確認します。

(2) 売上高

年度	農業 ※4	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	10,020,055 円	1,020,304 円
2年前(実績)	12,345,678 円	2,506,080 円
1年前(実績)	9,507,057 円	3,050,709 円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	10,500,000 円	2,500,000 円

※4 「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

3 農地法第2条第3項第2号関係 ※5

構成員全ての状況（組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）を添付してください。）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

○常時従業者の年間従事日数が150日以上であることを確認します。

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 ※6		
		権利の種類	面積	直近実績 (日) ※7	見込み (日)	
阿見 太郎	40株	賃借権	17,000	250	250	常時従業者
中央 次郎	20株			0	0	権利提供者
岡崎 弥生	5株			150	180	常時従業者
本郷 三郎	5株			0	0	耕起・播種・収穫

○出資者全員の状況を記載してください。

○農作業委託者の場合、基幹作業の全てを委託している必要があります。

議決権の数の合計

70

農業関係者の議決権の割合

70.0%

議決権は1/2を超えるものであること  
その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間： 年 12か月

※5 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主

の状況を記載してください。

※6 その法人が農業（勤務管理や市場開拓を含む）の事業を行う機関のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載します。

※7 「直近実績」欄は決算書添付の事業年度の実績日数を、「見込み」欄は現事業年度の見込み日数を記載してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係

理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

○農作業＝圃場での肥培管理，草刈等の作業日数

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況		農作業への常時従事の有無	
			直近実績(日)	見込み(日)	直近実績	見込み
			○農業の従事日数は、労務管理や市場開拓等も含みます。	○農作業の従事日数が、60日以上であることを確認します。		
阿見 太郎	阿見町阿見〇〇番地△△	代表取締役	250	250	150	150
岡崎 弥生	阿見町岡崎〇丁目△番□号	取締役	150	180	100	100

※ 取締役又は理事の過半数は、株主である常時従業者が占める必要があります。

※ 取締役又は理事において、その総数の過半数の役員が、常時従事（150日以上）し、かつ取締役、理事等の1人以上が農作業に従事（60日以上）する必要があります。

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間： 年 12か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員又は則第7条に定める使用人の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「←→」，見込みは「←---→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	← 阿見太郎 岡崎弥生 →											
その者が農作業に常時従事する期間	← 阿見太郎 岡崎弥生 →											

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。)